

四日市市告示第55号

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成27年告示第166号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象家庭)</p> <p>第4条 事業の対象は、次の各号すべてに該当するひとり親家庭等で四日市市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めた世帯とする。</p> <p>(1) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯又は児童扶養手当支給水準の所得状況の世帯。<u>ただし、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算にあたっては、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(対象家庭)</p> <p>第4条 事業の対象は、次の各号すべてに該当するひとり親家庭等で四日市市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めた世帯とする。</p> <p>(1) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯又は児童扶養手当支給水準の所得状況の世帯</p> <p>(2) (略)</p>

改正後

別表 2 (第 15 条関係)

(略)

(備考)

- 1 利用世帯の区分の適用にあたり、令和 3 年 3 月から 5 月までの間に家庭生活支援員の派遣等を受けた利用者世帯のうち次の (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する者については、地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 5 号) による改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の令和元年の所得が同法第 295 条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者 (母又は父を除く。) であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の令和元年の所得については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 381 号) 附則第 7 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令による改正前の児童扶養手当法施行令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項 (第 3 号に規定する控除を除く。) の規定の例により計算した額から、(ア) 又は (ウ) に該当する場合にあっては 27 万円を、(イ) に該当する場合にあっては 35 万円を控除した額とする。

(ア) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子 (令和元年の所得 (地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額。以下同じ。)) が所得税法 (昭和 22 年法律第 27 号) 第 86 条第 1 項の規定により控除される額 (以下「基礎控除額」という。)) 以下である子 (他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。)) を有するもの ((イ) に掲げる者を除く。)

(イ) (ア) に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ令和元年の所得が 500 万円以下であるもの

(ウ) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子 (令和元年の所得が基礎控除額以下である子) を有し、令和元年の所得が 500 万円以下であるもの

- 2 (略)

改正前

別表 2 (第 15 条関係)

(略)

(備考)

- 1 利用世帯の区分の適用にあたり、利用者世帯のうち次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者については、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(1月から5月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者(母又は父を除く。)であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の前年の所得については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項(第3号に規定する控除を除く。)の規定の例により計算した額から、(ア)又は(ウ)に該当する場合にあつては27万円を、(イ)に該当する場合にあつては35万円を控除した額とする。

(ア)婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。)が所得税法(昭和22年法律第27号)第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。))を有するもの(イ)に掲げる者を除く。)

(イ) (ア)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

(ウ)婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

2 (略)

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(こども未来部こども家庭課)